

# 総合型放課後事業実施プラン（案）について

教育支援室（放課後子ども担当）

## 目次

- 1.目的
- 2.放課後に関する事業のこれまでの取り組み状況
- 3.総合型放課後事業イメージ
- 4.基本的な考え方
- 5.具体的な事業の方向性
- 6.令和5年度までの事業の流れ
- 7.今後の整理事項

### 実施プランとは

「児童の放課後を豊かにする基本計画」における放課後対策を具体的に進めていくため、新たに着手する取り組みや早期に実施すべきことを抽出し、事業の相乗効果が発揮できるよう具体的な取り組みの考え方や方向性、スケジュールを明らかにしたもの。

## 1 目的

### ①子どもの育ちへの支援

児童が放課後の時間を通じて、自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みの推進

### ②子育て環境の充実

土曜日や三季休業期を含む居場所ニーズへの対応を図り、就学後における子育て環境を充実することにより、就学前・就学後を通した、保護者の継続的な保育ニーズに対応

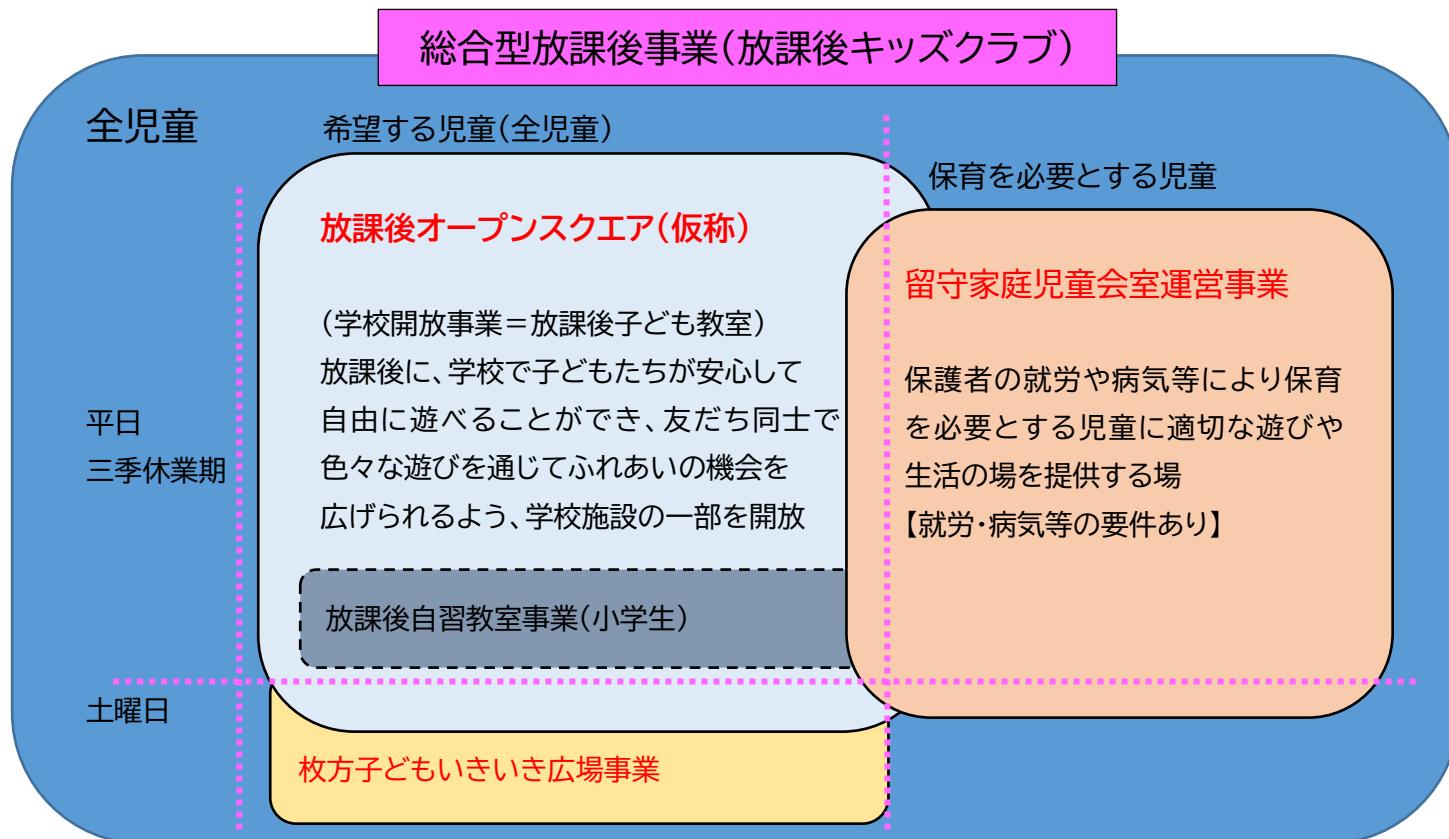
### ③放課後の安全な居場所づくり

不審者に対する不安や管理面、安全面など、現在の社会情勢では自由に遊べる場が限定されており、安全な居場所が求められていることから、すべての児童が安心して過ごせる居場所づくりが必要

## 2 放課後に関するこれまでの取り組み状況

事業・取り組み	現状等
①放課後子ども教室(4校先行実施) 土曜日・三季休業期 山田・さだ(委託)、川越・津田(直営)	<p>a.登録率 32%(438人/1,357人) 令和3年10月1日時点</p> <p>b.登室状況については、コロナ禍の影響を受けているものの、<b>土曜日より三季休業期の平日の利用が多い傾向。</b></p> <p>c.保護者アンケート等により<b>平日の開室を求める声が多い。</b></p> <p>d.参加した児童の家庭の満足度は肯定的回答が89%</p> <p>e.参加児童は低学年(1~3年)が63%、<b>高学年(4~6年)が37%。</b></p>
②留守家庭児童会室	<p>a.<b>入室児童数は増加傾向(H27.4)3,579人→(R3.4) 4,743人</b></p> <p>b.全児童数は減少しているが、<b>留守家庭児童会室の入室率は年々増加</b>しており令和2年度は24.2%。また、1班あたりの児童数が基準の概ね40人に対し、<b>50人～60人</b>が令和3年は<b>76%以上</b>となっている。</p> <p>c.低学年(1~3年)の利用が77%、<b>高学年(4~6年)は23%。</b></p> <p>d.三季休業期(特に夏休み)の利用ニーズが高く、例年、夏休み後に退室する児童が多い。令和3年10月までの退室は533人。</p> <p>e. 1月末までの入室申込者は入室できているが、<b>4月は待機が発生(R3.4 56人)</b></p>
③校庭開放	<p>a.学校が実施。<b>実施27校(60%)、未実施18校(40%)</b></p> <p>b.自由に遊べる場として学校の校庭開放は安全性の観点からも望ましいが、<b>現状では安全管理の課題</b>がある。</p>
④放課後自習教室	<p>a.専門的な知識を持つ民間事業者を活用し、<b>市が導入している学習コンテンツ及びタブレットを使用した放課後自習教室</b>を実施。</p> <p>b.【令和2年度】平均出席人数:1,148人/45校 1校あたり25.5人</p>
⑤枚方子どもいきいき広場事業	<p>a.土曜日を基本に、各校区で地域団体(43校)やNPO等(2校)により、<b>地域の特色や多様性を生かしたプログラムの提供</b>を実施。実施団体には活動実績等に応じた補助金を交付。</p> <p>b.【令和2年度】実施予定回数:12回～46回/校 実施回数:2回～18回/校 平均参加数 4.5人～46.5人/校</p>

### 3 総合型放課後事業イメージ



「留守家庭児童会室」と「放課後オーブンスクエア（放課後子ども教室）」を一体的に運営する総合型放課後事業を実施。

→ 「放課後オーブンスクエア（放課後子ども教室）」を実施することで、ニーズに応じて「留守家庭児童会室」と「放課後オーブンスクエア（放課後子ども教室）」を選択できる環境を整備

## 4 基本的な考え方

以下の5つの基本的な考え方で取り組みを進めていきます。

### ① 子どもの「3間」を大切にした安全な居場所の確保

不審者に対する不安や管理面、安全面など、現在の社会情勢では自由に遊べる場が限定されており、安全な居場所が求められている。「時間」「空間」「仲間」の「3間」を大切にした児童の安心できる居場所として、子どもたちの見守り体制を確保し、大人主導とならないよう自主性を尊重した「児童の自由な遊び場」を提供する。

### ② 令和5年度から「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」を一体的に運営する総合型放課後事業を全校で実施

全ての児童を対象とした居場所づくりと増加する就学後の保育ニーズに対応するため、「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」を実施することで、ニーズに応じて選択できる環境を整備する。令和5年度から全校で総合型放課後事業を実施することとし、令和4年度の準備期間は、より多くの児童に自由な遊び場を提供できる取り組みを実施する。

### ③ 民間活力を活用した取り組みの推進(運営委託、人材確保等)

放課後事業を実施する際の人材確保については、労働人口の減少や全国的な保育需要の高まりなどから本市においても大きな課題となっている。実施に向けては民間活力を活用した運営委託の推進や、職員の業務改善、ICTの活用等を総合的に勘案した上で実施する。

### ④ 国庫補助金等を活用した財源の確保

コロナ禍による影響を受け、限られた財源の中で事業を実施するためには、経費の抑制や国庫補助金を積極的に活用して財源の確保を図る。

### ⑤ モデル事業や先行実施での課題も踏まえた事業内容の確立

これまでってきたモデル事業や先行実施での課題を踏まえ、子どもたちの自主性や主体性を尊重し、「子どもたちの自由な遊び場」を提供できるよう事業の内容を確立する。

## 5 具体的な事業の方向性

「放課後に関する取り組みのこれまでの状況」と「基本的な考え方」を踏まえ、次の方向性で事業を実施します。

### (1) 全体的な方向性

- ①「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」については、学校施設を活用し、一体的に行うことで、綿密な連携や安定した運営基盤を確立することができることから運営団体は同一の団体とします。
- ② 留守家庭児童会室の現状等も踏まえ、安定した運営を確保するため、民間活力を活用した運営委託の推進を図り、令和5年度の総合型放課後事業実施は直営 22 校、委託 22 校とします。委託校については、運営スペース等、学校の状況を踏まえ、決定します。また、今後の委託校の比率については、保育需要等も見極めながら検証を行っていきます。

### (2) 事業別の方針

#### ① 事業の位置づけ

事業名	内容	居場所				
		生活	遊び	交流	体験	学び
留守家庭児童会室	保護者の就労等により保育を必要とする児童に適切な遊びや生活の場を提供する場	←	→			
放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)	預かりの場ではなく児童の自主性を尊重した自由な遊びの場		←	→		
放課後自習教室(小学生)	自学自習を目的とした学びの場					↔
枚方子どもいきいき広場	地域の特色や多様性を生かしたプログラムの提供を実施	←	→			

## ② 事業の方向性

事業名	方向性
留守家庭児童会室	就学後の保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図る。
放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）	放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）を全校で実施し、一体的な運営を行う。ニーズに応じて「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）」を選択できる環境を整備する。 モデル事業や先行実施の検証を踏まえ、子どもたちの自主性を尊重し、見守り型の「児童の自由な遊び場」の提供を行う。
放課後自習教室（小学生）	「放課後自習教室」の検証を令和4年度も引き続き実施し、総合型放課後事業の令和5年度の実施に向けて整理する。
枚方子どもいきいき広場	これまで通り土曜日を基本に、各校区において地域団体やNPO等により、地域の特色や多様性を生かしたプログラムの提供を行うことにより、児童の体験活動の場とともに、総合型放課後事業として連携を図る。

## ③ 運営イメージ

平日、土曜日、三季休業期に放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）を実施（令和5年度）

平日(月～金)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
留守家庭児童会室												
放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)												
土曜日 (三季休業期の土曜日含む)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
いきいき広場			※いきいき広場を実施しない日は実施									
放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)												
三季休業期 (土・日・祝除く)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
留守家庭児童会室												
放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)												

#### ④「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」の概要

	留守家庭児童会室	放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)
開室日	平日、三季休業期等 ※土曜日の児童会室臨時開室は継続 (年10回程度)	平日、土曜日、三季休業期等
開室時間	① 平日…13時15分～19時 ② 三季休業期…8時～19時 (上記①②については、18時～19時は延長保育) ③ 土曜日の臨時開室…8時～18時	① 平日…授業終了後～17時 ② 土曜日…9時～17時 ※「枚方子どもいきいき広場」の実施時間帯を除く ③ 三季休業期…9時～17時 (10月～3月の冬期期間は16時30分まで)
利用料	有料（保育料：一人につき月額7,200円・ 延長保育料：一人につき月額1,000円） 保育料については減免措置あり。	無料（保険料等実費負担有）
対象	実施小学校に通う小学1年生～6年生（実施校の校区に居住し実施校以外の学校に通う児童についても対象とする） 保護者の就労や病気等により、放課後に保育を必要とする児童が対象 (入室要件あり)	全児童対象 (入室要件なし)
おやつの提供	あり おやつ代：1人月額2,000円	なし
運営スタッフ	「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」の2事業を1つの実施主体が運営を行う。	
活動場所	児童会室専用室、子ども教室専用室（余裕教室等を活用）をそれぞれの活動拠点とするが、ニーズに応じて図書室、校庭、体育館も利用する。また、参加人数により、児童会室の指定専用室で活動することもある。 ※運営に必要な施設は、空き教室だけではなく、既存活用教室の時間帯ごとの活用を図る。	
総合的な運営の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ すべての児童の安心できる居場所を確保することができる。</li> <li>➢ 留守家庭児童会室に通う児童と通っていない児童が、開室時間帯において、一緒に遊ぶことができる。</li> <li>➢ 「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」をニーズに応じて選択できる環境が提供できる。</li> <li>➢ 総合的に運営することで、窓口の1本化が図られ、児童の居場所の把握など、より安全安心な環境が構築できる。</li> </ul>	

## 6 令和5年度までの事業の流れ

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
対象	全児童 保育を必要とする児童		全児童 保育を必要とする児童		全児童 保育を必要とする児童	
事業	平日校庭開放 (一部の学校)	(放課後子ども教室4校) 土曜日、三季休業期のみ	留守家庭児童会室	自由な遊び場の準備期間 (全校)	平日校庭開放 (放課後子ども教室4校) 土曜日、三季休業期のみ	留守家庭児童会室
運営方法		総合型放課後事業 4校 先行実施  直営2校 委託2校	直営43校 委託2校	総合型放課後事業 4校 先行実施  直営2校 委託2校	総合型放課後事業(一体型) 全校 本格実施  直営22校、委託22校	

## 7 今後の整理事項

時期	内容
令和3年度	■実施プランの策定 →具体的な取り組みの方向性（実施手法、民間委託校数、実施時期、開室時間）
令和4年度	■詳細な運営内容の検討 →放課後オープンスクエアの登録方法、実費負担（保険料等） 運営スペースの調整、安全対策、職員体制等